

スキー場利用約款

(目的)

第1条 スカイバレイスキー場（以下、当スキー場）の全ての利用者は、当スキー場を安全・快適に利用していただく為にこの約款の定めに従って頂きます。約款の定めが無い事項については、法令等の定めるところにより従って頂きます。

(行動規則)

第2条 当スキー場の利用に際しては、以下の事項を守ってご利用下さい。

1. 他人を傷つけたり、脅かさない。
2. 地形・天候・雪質・技能・体調・混雑等の状況を考慮して事故のないよう安全に滑走しなければならない。
3. 他人の滑走を妨害してはいけない。
4. コースを横切るときや、コースの合流地点は周りを良く見て安全に留意して衝突事故のないよう注意する
5. コースの中で座り込んだり、コース幅が狭い所や見通しが悪い所では立ち止まらない。
6. コース内で休憩等するとき又は、転倒した場合は、速やかにコースの端で安全を確保し衝突事故にならないよう留意する。
7. スキー又はスノーボードには流れ止めを着け、装着の際板を流さないよう留意する。
8. 休憩の際は、風等により板が流れないように対策をとる事。
9. 掲示物・標識・場内放送等の注意を守り、パトロールやスキー場関係者の指示に従わなければならない。
10. 事故に出会った場合は、救助活動や通報等協力する。事故の当事者は事故の状況や身元を正確にパトロールやスキー場関係者に報告する。
11. リフト乗車の際は、リフト利用上の注意看板を確認し、理解したうえで利用をする。

(危険回避)

第3条 当スキー場の利用に際しては、以下のような危険が想定される事から、利用者は自身の事故防止と他の利用者の安全に対し責任ある行動が求められる事を理解し、危険を回避しなければならない。

1. 雪・風・霧等の天候による危険
2. 崖・凹凸等地形による危険
3. アイスバーン・湿雪等ゲレンデ状態による危険
4. 立ち木等自然に生えている木々への衝突の危険
5. リフト支柱・降雪機・雪上車等人口物への衝突の危険
6. アイテム利用中の転倒・衝突の危険
7. スピードの出しすぎによる危険
8. 他の利用者との接触による危険
9. 自損事故の危険

(禁止事項)

第4条 1. 閉鎖されたコースや立ち入り禁止区域へ侵入する事。
2. 他の利用者や人工物や自然物に接近して滑走する事。

3. リフトの運行を妨げる。
4. 雪上車に接近する事。
5. 表示物・掲示物・標識類等毀損する事。
6. 空き缶、ペットボトル、煙草の吸殻等のゴミを所定の場所以外に捨てたり放置する事。
7. 犬等動物を放置する事。
8. アルコールや薬物等により、心身が正常でない状態でリフトを利用したり、滑走する事。
9. 法令等で禁止された事。
10. 他の利用者や自身の安全を脅かす事。
11. スノーボードを靴から外し、ソリとして利用するなど用具本来の利用を逸脱しての利用。

(滑走具)

第5条 当スキー場は、危険防止の観点から以下の滑走具の利用を禁止する。尚不明な場合は当スキー場に問い合わせして下さい。

1. プラスチックソリ等のハンドル並びにブレーキが装着されていないもの。但し、キッズゲレンデオープン時においては滑走出来ます。

(責任)

第6条 当スキー場では、行動規範、危険回避、禁止事項に違反した行為によって発生した一切の責任を負いかねますと共に当スキー場に損害や賠償費用が発生した場合は、その事故を発生させた利用者に対し、損害の賠償並びに発生した費用を負担して頂きます。

(その他)

- 第7条
1. 保護者はお子様の安全に留意して行動を共にする等迷子にならないようにして下さい。
 2. 滑走具の損傷、持ち物の盗難、車上あらし等は各自適切に管理し、利用者の責任で対処して下さい。

(附則)

必要に応じて本約款を改定します。

株式会社ユースランド

スカイバレイスキー場

制定 令和元年5月10日